



松山発オリジナルアニメーションコンテンツ 利用の手引き

アニメキャラクターで松山を全国に発信しよう！

- 松山発オリジナルアニメーション「マッツとヤンマとモブリさん」のキャラクターを、印刷物やパッケージなどに利用できます。
- 松山の魅力発信やイメージアップにつながる目的に利用できます。
- 名刺、ポスター、パンフレットなどの印刷物や、包装紙・箱、キャラクターそのものを活用したグッズなど

コンテンツの利用にあたっては、あらかじめ事務局へご連絡ください

- 電話や電子メールで事前にご相談いただければ、申請書をお送りします。フォームに必要事項を入力していただいても構いません。

松山市秘書広報部シティプロモーション推進課
〒790-8571 愛媛県松山市二番町4丁目7-2 本館5階
電話：089-948-6705 FAX：089-934-2578
Eメール：city-promo@city.matsuyama.ehime.jp
フォーム（商品）<https://logoform.jp/form/ARpd/131832>
（商品以外）<https://logoform.jp/form/ARpd/131832>

個人で楽しむ場合や報道目的の使用は申請不要

- ソーシャルメディアなどでも、ぜひ松山発オリジナルアニメーションを紹介してください

利用可能アニメコンテンツ

- ロゴタイプ2種類とアニメキャラクター6種類およびメインビジュアルが利用できます。
- キャラクターの色を変更することはできません。

◆ロゴ：ブラック

マッツとヤンマとモブリさん
—七つの秘宝と空飛ぶお城—

◆ロゴ：ブラウン

マッツとヤンマとモブリさん
—七つの秘宝と空飛ぶお城—

◆マッツA



◆ヤンマA



◆モブリさん



◆マッツB



◆ヤンマB



◆集合



◆メインビジュアル



利用条件について

- キャラクターの利用料は、無料です。
- 市が提供する画像データをそのまま利用し、利用規定を守ってください。
- 意匠法や商標法に基づく新たな権利を設定しないでください。
- 利用許諾を受けた物件には、商品のパッケージやタグ等に、松山市の著作権表示「©松山市2013」又は「©Matsuyamacity2013」を必ずつけてください。
- 出来上がった製品は、現物を事務局へ郵送・持参ください。

利用目的について

コンテンツは、松山の魅力づくりや全国への情報発信、地域に対する市民の愛着や誇りの向上など、松山のイメージアップに寄与する目的に利用できます。

ただし、次に該当する場合は、利用できません。

- 松山市の信用や品位を損なうおそれがある場合
- 法令又は公序良俗に反するおそれのある場合
- 政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれのある場合
- 青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれのある場合
- コンテンツの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれのある場合
- 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に利用されるおそれのある場合
- その他市長が適切でないと認めた場合

利用にあたっての留意事項

- 「マッツとヤンマとモブリさん」の名称は、商品名・会社名等には利用できません。
例えば、「マッツとヤンマとモブリさん」クッキーや「マッツとヤンマとモブリさん」カフェのような使い方はできません。
- コンテンツは、各種印刷物や商品パッケージに利用していただきたいのですが、特定の企業・団体や商品を応援する利用はお控えください。
例えば、キャラクターが「僕はこの〇〇が大好き」としゃべっているように吹き出しを入れるような使い方はできません。
- コンテンツ利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、松山市は一切の責任を負いません。
- コンテンツを利用した制作物に関する事故、苦情などが発生した場合は、利用者本人の責任で必要な措置を行ってください。